

樞密院會議筆記

大正十一年三月二十九日

- 一 陸軍省官制中改正ノ件
- 一 海軍省官制中改正ノ件
- 一 陸軍司法事務官及海軍司法事務官特別任用令
- 一 陸軍法務官及海軍法務官任用令
- 一 陸海軍監獄官特別任用令
- 一 陸軍法務官及海軍法務官懲戒令
- 一 南洋廳官制
- 一 南洋廳ノ判事及檢事任用ノ件
- 一 文官任用令中改正ノ件
- 一 奏任文官特別任用令中改正ノ件
- 一 判任文官特別任用令中改正ノ件
- 一 文官懲戒令中改正ノ件

国立公文書館
 注意の上の立用

樞密院會議筆記及び同委員會議
 は、非公開の席上における発言を
 記録したものであります。したが
 って当該発言者の共同著作物と解
 されまますので、引用等発表に際し
 著作権法上の問題の生ずることの
 ないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

配架番号

2 A

15-9

④ D 490

樞密院會議筆記

陸軍省官制中改正一件

陸軍司法事務官及海軍司法事務官特別任用令

陸海軍監獄官特別任用令
陸軍法務官及海軍法務官懲戒令

南洋廳官制
南洋廳判事及檢事任用一件

文官任用令中改正一件
奏任文官特別任用令中改正一件

判任文官特別任用令中改正一件
文官懲戒令中改正一件

大正十一年三月二十九日(水曜日)午前十時五十分開議
攝政宮御臨場不被為在

出席員

清浦議長

濱尾副議長

大臣

高橋内閣總理大臣 四番

山梨陸軍大臣 十三番

顧問官

南部顧問官

十九番

曾我顧問官

廿二番

穗積顧問官

廿三番

安廣顧問官

廿四番

一木顧問官

廿七番

久保田顧問官

廿八番

富井顧問官

廿九番

井上顧問官

三十番

平山顧問官

卅一番

闕席員

皇族

石黒顧問官

卅二番

有松顧問官

卅三番

珍田顧問官

卅四番

倉富顧問官

卅五番

中村顧問官

卅七番

貞愛親王

一番

載仁親王

二番

依仁親王

三番

大臣

内田外務大臣 五番

加藤海軍大臣 六番

山本農商務大臣 七番

床次内務大臣 八番

中橋文部大臣 九番

野田遞信大臣 十番

元田鐵道大臣 十一番

大木司法大臣 十二番

顧問官

伊東顧問官 十四番

細川顧問官 十六番

九鬼顧問官 十七番

金子顧問官 十八番

都筑顧問官 二十番

三浦顧問官 廿一番

岡部顧問官 廿五番

黒木顧問官 廿六番

松岡顧問官 卅六番

委員

馬場法制局長官

各件ニ付

川村拓殖局長官

山川外務省條約局長

以上南洋廳關係ノ各件ニ付

岡田海軍次官事務取扱

南洋廳及海軍省關係ノ各件ニ付

内田海軍省法務局長

海軍省關係ノ各件ニ付

松本陸軍省法務局長

陸軍省關係ノ各件ニ付

報告員

二上書記官長

書記官

清水書記官

入江書記官

村上書記官

堀江書記官

議長(清浦)之ヨリ會議ヲ開ク

陸軍省官制中改正ノ件

海軍省官制中改正ノ件

陸軍司法事務官及海軍司法事務官特別任

用令

陸軍法務官及海軍法務官任用令

陸海軍監獄官特別任用令

陸軍法務官及海軍法務官懲戒令

南洋廳官制

南洋廳ノ判事及檢事任用ノ件

文官任用令中改正ノ件

奏任文官特別任用令中改正ノ件

判任文官特別任用令中改正ノ件

文官懲戒令中改正ノ件

以上十二件ヲ一括シテ議題トス第一讀會ヲ

開キ朗讀ヲ省略シ直ニ審査報告ヲ為サシム

報告員(三上) 謹テ審査スルニ

第一 陸軍省官制中改正ノ件

(一) 第一點ハ陸軍治罪法ニ代ハル陸軍軍法

會議法ノ施行ニ牽連スルモノニシテ即

チ從來ノ官制ニ依レハ法務局ノ局長ハ

勅任ノ理事局員ハ奏任ノ理事ヲ以テ之

ニ補シ同局ノ事務ニ從事セシムル為録

事ヲ配置シ且同局ノ職員ハ高等軍法會

議ノ事務ニ服スヘキ旨ノ明文アリ要ス

ルニ軍事司法事務ノ職員ヲシテ其ノ資

格ニ於テ軍事司法行政事務ヲモ擔任セ

シムルノ制ヲ取リタリ然レトモ司法事

務ト司法行政事務トハ其ノ間ニ性質上

截然タル區別アルノミナラス陸軍軍法

會議法ノ規定ニ於テハ從來ノ理事ニ相
當スル陸軍法務官ハ終身官ニシテ其ノ
分限ニ付特別ノ保障ヲ受クルモノト為
リタルカ故ニ此ノ官ヲシテ其ノ資格ニ
於テ司法行政事務ヲ擔任セシムルコト
ハ穩當ナラサルニ由リ茲ニ本案ニ於テ
從來ノ制度ヲ改メ法務局ノ局長ハ陸海
軍以外ノ各省ノ局長ト同様ニ之ヲ職ニ
非ス官ト為シ局員ハ今回別案ヲ以テ新
ニ設ケラルル司法事務官ヲ之ニ補シ同

局ノ事務ニ從事セシメタル録事ヲ止メ
テ其ノ定員ヲ屬ニ通算シ且法務局ノ職
員ハ高等軍法會議ノ事務ニ服スル旨ノ
明條ヲ削除ス

(二) 同省事務ノ増加ニ應スル為奏任官及判
任官ノ定員若干ヲ増加ス

(三) 法務局ノ所掌事務ヲ定ムル條項ニ文字
上ノ整理ヲ加フ

第二 海軍省官制中改正ノ件

(一) 現行規定ニ於テハ法務局ノ局長ハ勅任

法務長、要港部附艦隊司令部附等ニ補スヘ
キモノニシテ此ノニ官ハ軍事ニ關スル司
法行政事務ヲ擔當スルモノナルカ故ニ其
ノ職任等ニ考ヘ必スシモ一般任用ノ資格
アル者ニ限ラス陸軍法務官、海軍法務官、理
事又ハ主理ノ職ニ在リタル者ヨリ特ニ之
ヲ任用スルコトヲ得ルノ途ヲ開クノ必要
アリ尤モ文官任用令ノ一般規定ニ依レハ
判事、檢事、司法官、試補タル資格ヲ有シニ
年以上此等ハ職ニ在リタル者ハ之ヲ一般ノ

奏任文官ニ任用スルコトヲ得ルモ陸海軍
ノ司法事務官ハ今回一時ニ多數新置スル
モノナルカ故ニ右文官任用令ノ一般規定
ノミヲ以テシテハ差向キ之ヲ充實スルコ
ト困難ナルニ由リ茲ニ本案ヲ以テ一時ノ
特別任用ノ規定ヲ作り陸軍法務官、海軍法
務官、理事又ハ主理ノ職ニ在リタル者ハ其
ノ在職年數等ニ拘ラス當分ノ内ハ之ヲ陸
海軍ノ司法事務官ニ任用スルコトヲ得ル
モノトス

第四 陸軍法務官及海軍法務官任用令

此ノ二官ハ軍事司法事務ノ職員ナルカ故
ニ従前ノ理事主理ト同様ニ其ノ任用ニ付
一般高等文官ノ例ニ依ラス別段ノ條件ニ
依ラシムルコト必要ナリ而シテ此ノ二官
ハ裁判官ナルモ陸海軍ノ軍法會議法ニ依
レハ其ノ任用ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ
定ムヘキモノト為スカ故ニ茲ニ本勅令ヲ
制定セムトスル次第ニシテ本案ハ形式ニ
於テ従前ノ理事及主理任用令ヲ廢シテ之

ニ代ハルモノナルカ其ノ實質ニ至リテハ
大ナル差異ナシ今其ノ差異ノ重要ナルモ
ノヲ擧クレハ従前試補登用試験ニ關スル
規程ハ各陸海軍大臣ニ於テ之ヲ定メタル
ヲ改メ今後ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト
トシ又戰時事變ノ際陸海軍ノ法務官ノ増
員補闕ノ必要アルトキハ實務修習ノ期間
及實務修習試験ニ關スル規程ニ拘ラス試
補ヲ直ニ本官ニ任用スルコトヲ許ス旨ノ
從來單行ノ勅令ヲ以テ定メタルコトヲ本

令ニ併合シ尚從前ノ規程ニハ勅任ノ理事
又ハ主理ヲ自由任用ノ官ト為スノ條項ア
リシモ本案ニハ之ヲ削除ス其ノ他本案ニ
於テハ今回理事試補主理試補ヲ改メテ陸
海軍ノ法務官試補ト為シタルニ由リ必要
ナル若干ノ經過規定ヲ設ク

第五 陸海軍監獄官特別任用令

本案ハ陸海軍ノ監獄官タル監獄長及監獄
看守長ノ任用ニ關スル從前ノ陸軍監獄官
特別任用令及海軍監獄官特別任用令ヲ併

合シテ一勅令ト為スモノニシテ之ヲ從前
ノ規程ニ比較スレハ其ノ任用條件ニ若干
ノ變更ヲ加ヘ他ノ關係諸規程ト調和セム
カ為字句ヲ改訂シタルモノナリ

第六 陸軍法務官及海軍法務官懲戒令

陸海軍ノ法務官ハ一面裁判官ナルモ陸海
軍ノ軍法會議法ニ依レハ此ノ二官ノ懲戒
ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ定ムヘキモノ
トセリ而シテ此ノ二官ノ地位及職任ニ稽
ハ其ノ懲戒ニ付テハ一般ノ文官懲戒令ニ

依ラス別段ノ規程ヲ設クルコト相當ナルニ由リ茲ニ此ノ勅令ヲ制定セムトスルモノニシテ其ノ内容ハ判事懲戒法、文官懲戒令等ヲ參酌シテ定メラレタルモノナリ今其ノ要點ヲ示セハ陸海軍ノ法務官ノ懲戒ハ各陸海軍ノ法務官懲戒委員會ノ議決ニ依リ之ヲ為シ懲戒ハ譴責、減俸、停職及免官ノ四種トシ委員會ハ五人ヲ以テ之ヲ組織シ三人ハ各陸海軍ノ法務官、二人ハ各陸海軍ノ將校ノ中ヨリ之ヲ任命スルコトトス

ルノ諸點ナリ

第七 南洋廳官制

曩ニ世界大戰ノ際帝國軍憲ニ於テ占領シタル獨領ノ南洋群島ハ初メ專ラ軍事行動ヲ以テ之ヲ管理シタルモ大正七年七月一日ヨリ勅令ヲ以テ南洋ニ勅任ノ海軍事務官長以下奏任、奏任待遇、判任待遇ノ各種ノ職員ヲ置クコトヲ得ル旨ヲ定メ之ト同時ニ軍令ヲ以テ臨時南洋群島防備隊ヲ置キ其ノ防備隊司令官ハ天皇ニ直隸シ占

領地ヲ管轄シ海軍大臣ノ指揮ヲ承ケテ軍
政及民政ヲ行フモノトシ其ノ防備隊ニ民
政部ヲ置キ軍事行政ヲ除クノ外行政及司
法ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理セシメ其ノ
事務ヲ分掌セシムル為民政署ヲ置キ民政
部長、民政署長以下ノ職員ハ前示海軍ノ事
務官長、事務官以下ノ職員ヲ以テ之ニ充テ
要スルニ防備隊司令官ノ配下ニ民政ノ官
員ヲ置クノ制ヲ行ヒタリ大正九年一月十
日「ベルサイユ條約」カ其ノ效力ヲ生シタル

モ當時勅令ヲ出シテ從前ノ占領地ニ於ケ
ル施政ニ關シテハ當分ノ内從前ノ例ニ依
ル旨ヲ定メ在來ノ制度ヲ以テ今日ニ迄ヒ
タリ然ルニ平和條約ノ規定ニ基キテ帝國
カ赤道以北ニ於ケル舊獨領諸島ニ對シ委
任統治ヲ行フヘキコトハ既ニ確定シ昨年
四月外務省告示ヲ以テ一般ニ公示セラレ
タル次第ニシテ今ヤ其ノ地域ニ於ケル帝
國施政ノ組織ヲ確立シ一般ノ政務ハ軍憲
ノ掌裡ヨリ分離シテ他ノ殖民地ト同様ノ

方法ニ依リ之ヲ管理スヘキ時期ニ到達シ
茲ニ此ノ官制ヲ制定セムトスルモノニシ
テ其ノ内容ハ關東廳官制樺太廳官制等ヲ
裁酌シテ定メラレタルモノナリ而シテ其
ノ要點トスル所ハ(一)南洋群島ニ南洋廳ヲ
置キ(二)南洋廳ニ長官部長以下各種ノ職員
ヲ置キ(三)長官ハ內閣總理大臣ノ指揮監督
ヲ承ケ部内ノ政務ヲ管理シ特殊ノ事務ニ
付テハ夫々遞信大臣大藏大臣又ハ農商務
大臣ノ監督ヲ承ケ(四)長官ハ廳令ヲ發シ之

ニ一年以下ノ懲役禁錮二百圓以下ノ罰金
又ハ拘留料料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得且
安寧秩序ヲ保持スル為臨時緊急ヲ要スル
トキハ此ノ制限ヲ超ユル如何ナル重キ罰
則ヲ附シタル廳令ヲモ發スルコトヲ得尤
モ此ノ場合ニ於テハ其ノ廳令ノ公布後直
ニ內閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘク若
シ勅裁ヲ得サルトキハ直ニ該廳令ノ將來
ニ向テ失效ヲ公布スヘキモノトス此ノ如
ク法律ノ委任ノ範圍ヲ超越シテ自由ニ命

令ヲ以テ罰則ヲ定メ得ルコトヲ認ムルハ
此ノ南洋群島ハ帝國ノ委任統治ニ屬スル
モノニシテ帝國ハ其ノ構成部分トシテ此
所ニ施政ノ權ヲ行フコト平和條約ノ認ム
ル所ナルモ該地域ハ帝國ノ純然タル領土
ニ非サルカ故ニ其ノ施政ノ形式ニ付テハ
憲法上ノ制限ヲ受ケサルコトヲ前提トセ
ルモノナリ(五)長官ハ其ノ管内ノ安寧秩序
ヲ保持スル為必要アリト認ムルトキハ海
軍官憲ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

(六)長官ハ高等官ノ功過ハ之ヲ内閣總理大
臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ專行
シ所轄官廳ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ
停止スルコトヲ得ルモノトシ(七)南洋廳ノ
部局ノ編成ニ付テハ長官官房ノ外内務部
財務部及拓殖部ノ三部制ヲ取り(八)管内須
要ノ地ニ支廳ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシ
ムル為支廳出張所ヲ置クノ諸點ニ在リ

第八 南洋廳ノ判事及檢事任用ノ件

南洋廳管内ノ裁判事務ニ付テハ今回別ニ

勅令ヲ以テ南洋群島裁判令ヲ公布シ長官ノ直屬トシテ地方法院及高等法院ヲ置キ之ヲ通シテ奏任ノ判事專任四人ヲ置キ各法院ニ檢事局ヲ附置シ通シテ奏任ノ檢事專任一人ヲ置クコトトス然ルニ此ノ判事及檢事ハ所謂司法官ニシテ内地ノ判事檢事ニ該當スルモノナルカ故ニ其ノ任用資格ニ付一般奏任文官ノ例ニ依ルヘキ限ニ在ラサルニ由リ茲ニ本案ヲ以テ朝鮮臺灣關東州ノ司法官ノ任用規程ヲ參酌シ南洋

廳ノ判事及檢事モ亦裁判所構成法ニ依リ判事又ハ檢事タル資格ヲ有スル者ニ限り之ニ任用スル旨ヲ規定ス

第九 文官任用令中改正ノ件

本案ハ司法官タル官歴アル者ヲ一般ノ奏任文官ニ任用スルノ規定ニ關スル改正ナリ即チ(一)現行規程ニ於テハ裁判所構成法ニ依リ判事檢事又ハ司法官試補タル資格ヲ有シ二年以上理事又ハ主理ノ職ニ在リタル者ハ之ヲ一般ノ奏任文官ニ任用スル

コトヲ得ルモノトセリ然ルニ今回ノ陸海軍ノ軍法會議法ニ於テハ從前ノ理事主理ヲ廢シ之ニ代フルニ陸軍法務官海軍法務官ヲ以テシタルカ故ニ此ノ二官ニ對シ從來ノ理事主理ト同一ノ條件ヲ以テ一般ノ來ノ理事主理ト同一ノ條件ヲ以テ一般ノ奏任文官ニ任用セラルルノ資格ヲ認メムトス(二)又從來朝鮮臺灣及關東州ノ司法官モ亦前記理事主理ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ一般ノ奏任文官ニ任用シ得タルカ今回別案ヲ以テ南洋廳ノ判事及檢事ヲ置クニ

伴ヒ此ノ新設ノ二官モ亦同一ノ條件ヲ以テ一般ノ奏任文官ニ任用セラルルノ資格ヲ有スルコトノ規定ヲ追加セムトス

第十 奏任文官特別任用令中改正ノ件

(一) 今回海軍省官制中改正ノ件ヲ以テ新設スル海軍事務官並南洋廳官制ヲ以テ新設スル南洋廳ノ事務官及警視ハ其ノ地位及職任ニ考ヘ特別任用ノ制ヲ立ツルコト相當ナリ(二) 又陸軍監獄長及海軍監獄長ニ付テハ別ニ特別任用ノ規程アリ陸海軍部内

ニ於テ一定ノ資格ヲ有スル者ヨリ之ヲ任
用スルコトヲ得ルモ典獄其ノ他類似ノ官
ニ於ケルト同シク陸海軍部内ノ官歴ニ限
ラス相當ノ一般官歴アル者ヨリモ之ヲ採
用シ得ルノ途ヲ開クノ必要アリ仍テ本案
ヲ以テ奏任文官特別任用令列記ノ諸官中
ニ海軍事務官、陸軍監獄長、海軍監獄長、南洋
廳事務官、南洋廳警視ヲ追加セムトス尚從
來南洋ニハ奏任官待遇ノ海軍事務官アリ
本令施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ本令

施行ノ際ニ限リ南洋廳事務官ニ特ニ之ヲ
任用スルコトヲ許サムトスル一時ノ規定
ヲ設ク

第十一 判任文官特別任用令中改正ノ件

從來ノ規程ニ依レハ各廳ノ警部、警部補等
特殊ノ判任官ハ一定ノ資格アリ且學術試
驗、實務考査ニ合格シタル者ヨリ之ヲ任用
スルコトヲ得此ノ試験及考査ニ關スル規
程ハ之ヲ行フ廳ノ主管大臣、朝鮮、臺灣、關東
州、樺太ニ在リテハ各總督又ハ長官ニ於テ

之ヲ定ムヘキモノトシ又各廳通信書記補
其ノ他特殊ノ判任文官ハ前記ノ所屬長官
ノ定ムル任用規程ニ依リ之ヲ任用スルコ
トヲ得ルモノトセリ然ルニ今回南洋ニ南
洋廳ヲ設ケタルニ付右試験考査及任用ニ
關スル規程ハ南洋群島ニ在リテハ南洋廳
長官ヲシテ之ヲ定メシムル旨ノ規定ヲ本
令ニ追加セムトス

第十二 文官懲戒令中改正ノ件

今回南洋廳官制ノ新定ニ伴ヒ現行懲戒令

中ニ改正ヲ要スルモノアルヲ機トシ規定
ノ整理ヲ行ハムトスル次第ニシテ其ノ内
容ハ(一)文官普通懲戒委員會ヲ設置スヘキ
官廳ヲ列記セル條項ニ於テ關東都督府ト
アルヲ關東廳ト改メ鐵道院ヲ削リ南洋廳
ヲ加フルト同時ニ朝鮮總督府ノ道及臺灣
總督府ノ州ヲ追加シ(二)各官廳ノ長官ニ非
スシテ特ニ此ノ委員會ノ委員長ニ充ツヘ
キ者ヲ列舉セル條項ニ於テ臺灣總督府及
關東都督府ノ民政長官ヲ臺灣總督府總務

長官及關東廳事務總長ニ改メ鐵道院副總
裁ヲ削除スルニ在リ
以上十二件ノ中始メノ十一件ハ關係法令ト
共ニ來ル四月一日ヨリ之ヲ施行シ最後ノ一
件ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行セムトス
要スルニ以上三ツノ官制文官任用ニ關スル
七ツノ勅令及文官懲戒ニ關スルニツノ勅令
ハ孰レモ其ノ内容ニ於テ別ニ支障ノ廉ヲ認
メサルニ由リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルハ
シト思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

二十二番(曾我) 此ノ南洋廳官制中ニハ防備ノ

事見エス唯長官ニ於テ必要アリト認ムルト
キハ海軍ノ鎮守府又ハ附近ノ司令官ニ兵力
ノ使用ヲ請求スルコトヲ得ル旨ノ規定アル
ノミ茲ニ鎮守府ト言フハ本邦ニ置カレタル
横須賀又ハ吳ノ鎮守府ノ義ナルカ又此ノ官
制トハ別ニ平日南洋群島ニ一定ノ防備隊ヲ
置ク積ナルカ

委員(岡田) 鎮守府ハ横須賀ナリ又防備トシテ

ハ警備ノ艦船ヲ巡航セシムルノミニシテ別
ニ防備隊ヲ駐在セシムルコトナシ
二十二番(曾我) 防備ノ艦船ヲ巡航セシムル丈
ケニテ鎮守府出張所又ハ要港部ノ如キモノ
ハ設ケサルカ
委員(岡田) 然リ
議長(清浦) 別段他ニ御質疑モ御發議モナキニ
付讀會ヲ省略シテ直ニ採決スヘシ本案賛成
ノ諸君ノ起立ヲ請フ
(全會一致可決)

(午前十一時四十分閉會)

議長子爵清浦奎吾

書記官長二上兵部

書記官

村上恭一

堀江季雄

事項

四 陸軍司法事務官、陸軍法務官、陸軍
録事及監獄職員ノ人事及補充ニ
關スル事項

第二十五條 削除

附表經理局ノ部中「三」等主計正
「一」ヲ「三」
等主計正
「二」「三」「八」ヲ「九」ニ改ム

陸
二

同表法務局ノ部ヲ左ノ如ク改ム

法務局
長
一 局員
陸軍司法事務官
四

同表中「一〇六」ヲ「一一二」ニ改メ録事
「三」ヲ削ル

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施
行ス

勅令第 號

海軍省官制中左ノ通改正ス

第四條ノニ 海軍省ニ事務官ヲ置ク奏

任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第五條中編修ヲ置クノ下ニ奏任トスヲ

加フ

第二十五條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 恩赦、假出獄及刑ノ執行ニ關スル
事項

三 司法事務官、法務官、録事及監獄官
以下ノ本務ニ關スル事項

第三十條中「編修書記及録事」及「編修
書記」ニ改ム

第三十二條 削除

海

別表中「參事官」專任
「參事官」事務官 專

任任 三ニ屬 六六ヲ屬 七〇ニ合計

百五十九人ヲ合計 百六十四人ニ改メ

録事ニヲ削リ同表法務局ノ部ヲ左ノ

如ク改ム

司法
局長
一員
司法事務官
專任
二

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

陸軍司法事務官及海軍司法事務官
特別任用令

陸軍法務官、海軍法務官、理事又ハ主理ノ
職ニ在リタル者ハ當分ノ内陸軍司法事
務官又ハ海軍司法事務官ニ之ヲ任用ス
ルコトヲ得

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

陸軍法務官及海軍法務官任用令

第一條 陸軍法務官ハ陸軍法務官試補、

海軍法務官ハ海軍法務官試補ヨリ之

ヲ任用ス

陸軍法務官、海軍法務官、理事、主理、判事、

若ハ檢事ノ職ニ在リタル者又ハ裁判

所構成法ニ依リ判事、檢事若ハ司法官
試補タル資格ヲ有シ朝鮮總督府ノ判
事若ハ檢事若ハ臺灣總督府法院若ハ
關東廳法院ノ判官若ハ檢察官ノ職ニ
在リタル者ハ陸軍法務官又ハ海軍法
務官ニ之ヲ任用スルコトヲ得

第二條 陸軍法務官試補及海軍法務官

法二

試補ハ司法官試補タルノ資格ヲ有ス
ル者ヨリ之ヲ採用ス

前項ノ規定ニ依ルノ外陸軍法務官試
補ハ陸軍法務官試補登用試験ニ、海軍
法務官試補ハ海軍法務官試補登用試
験ニ合格シタル者ヨリ之ヲ採用スル
コトヲ得

前項ノ登用試験ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 陸軍法務官試補ハ陸軍軍法會議、海軍法務官試補ハ海軍軍法會議ニ於テ一年六月以上實務ヲ修習シ實務修習試験ニ合格シタル者ニ非サレハ之ヲ本官ニ任用スルコトヲ得ス

法三

司法官試補又ハ朝鮮總督府司法官試補ノ實地修習ノ期間ハ之ヲ前項ノ規定ニ依ル實務修習ノ期間ト看做ス
實務修習及實務修習試験ニ關スル規程ハ陸軍法務官試補ニ係ルモノハ陸軍大臣、海軍法務官試補ニ係ルモノハ海軍大臣之ヲ定ム

第四條 戰時又ハ事變ニ際シ陸軍法務官又ハ海軍法務官ノ増員又ハ補闕ノ必要アルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス陸軍法務官試補又ハ海軍法務官試補ヲ本官ニ任用スルコトヲ得

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ陸軍法務官又ハ海軍法務官ニ之ヲ任

用スルコトヲ得ス

法四

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ヲ除ク

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ

受ク債務ノ辨償ヲ終ヘサル者

第六條 陸軍法務官試補及海軍法務官
試補ハ奏任官ノ待遇トス

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施
行ス

理事主理任用令及明治二十八年勅令第

十四號ハ之ヲ廢止ス

注五

本令施行後二年ヲ限リ陸軍法務官試補
又ハ海軍法務官試補ノ實務修習ノ期間
ハ九月迄之ヲ短縮スルコトヲ得

本令施行後二年ヲ限リ陸軍將校同相當
官ニシテ司法官試補タル資格ヲ有スル
モノハ陸軍法務官ニ之ヲ任用スルコト

ヲ得

本令施行ノ際在職ノ理事試補又ハ主理
試補ハ別ニ辭令ヲ用ヰス各陸軍法務官
試補又ハ海軍法務官試補ニ採用セラレ
タルモノトス

理事主理任用令ニ定メタル實務修習試
驗ニ合格シタル理事試補又ハ主理試補

法六

ニシテ前項ノ規定ニ依リ陸軍法務官試
補又ハ海軍法務官試補ニ採用セラレタ
ルモノハ本令施行ノ際ニ限り之ヲ本官
ニ任用スルコトヲ得

理事試補又ハ主理試補タリシ者ヲ陸軍
法務官試補又ハ海軍法務官試補ニ採用
シタル場合ニ於テハ理事試補又ハ主理

試補ノ實務修習ノ期間ハ之ヲ本令ニ依
ル實務修習ノ期間ト看做ス
本令施行ノ際理事主理任用令ニ依り奏
任文官タル資格ヲ有スル者ハ本令施行
後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス

勅令第 號

監一

陸海軍監獄官特別任用令

第一條 陸海軍ノ監獄長ハ左ノ各號ノ

一ニ掲クル官ニ在リタル者ヨリ之ヲ
任用スルコトヲ得

- 一 陸海軍ノ法務官
- 二 陸海軍ノ將校

三 陸軍經理部將校相當官又ハ海軍
主計科士官

第二條 五年以上陸海軍ノ録事ノ職ニ
在リ其ノ官ノ判任官五級俸以上ノ俸
給ヲ受ケタル者ハ高等試験委員ノ銓
衡ヲ經テ陸海軍ノ監獄長ニ之ヲ任用
スルコトヲ得

監ニ

第三條 陸海軍ノ監獄看守長ハ左ノ第
一號乃至第三號ノ一ニ掲クル官ニ在
リタル者又ハ第四號ニ該當スル者ヨ
リ之ヲ任用スルコトヲ得

一 陸海軍ノ録事

二 陸海軍ノ准士官

三 陸軍下士又ハ海軍下士官

四 二年以上陸海軍ノ警査ノ職ニ在
リ學術試験及實務考査ニ合格シタ
ル者

第四條 前條第四號ノ學術試験及實務
考査ニ關スル規程ハ當該試験及考査
ヲ行フ廳ノ主管大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施
行ス

陸軍監獄官特別任用令及海軍監獄官特
別任用令ハ之ヲ廢止ス

勅令第 號

陸軍法務官及海軍法務官懲戒令

第一條 陸軍法務官及海軍法務官ノ懲

戒ハ各陸軍法務官懲戒委員會又ハ海

軍法務官懲戒委員會ノ議決ニ依リ之

ヲ爲ス

第二條 陸軍法務官及海軍法務官ノ懲

戒ヲ受クヘキ場合左ノ如シ

一 職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ

二 職務ノ内外ヲ問ハス官職上ノ威嚴又ハ信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ

第三條 懲戒ハ左ノ如シ

一 譴責

二 減俸

三 停職

四 免官

第四條 減俸ハ一月以上一年以下年俸

月割額ノ三分ノ一以内ヲ減ス

第五條 停職ハ三月以上一年以下職務

ノ執行ヲ停止ス

停職中ハ俸給ヲ給セス

第六條 免官ノ處分ヲ受ケタル者ハ其ノ官ヲ失ヒタル日ヨリ二年間官職ニ就クコトヲ得ス

第七條 勅任官ノ免官、停職及減俸ハ懲戒委員會ノ議決ヲ具シ内閣總理大臣

懲
三

之ヲ奏請シ、奏任官ノ免官及停職ハ懲戒委員會ノ議決ヲ具シ内閣總理大臣ヲ經テ陸軍法務官ニ在リテハ陸軍大臣、海軍法務官ニ在リテハ海軍大臣之ヲ奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行フ

譴責及奏任官ノ減俸ハ懲戒委員會ノ議決ニ依リ陸軍法務官ニ在リテハ陸

軍大臣、海軍法務官ニ在リテハ海軍大臣之ヲ行フ

第八條 懲戒ニ付セララルヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ對シ懲戒委員會ヲ開クコトヲ得ス
懲戒委員會ノ議決前懲戒ニ付スヘキ者ニ對シ同一事件ニ付刑事訴追ノ始

懲
四

リタルトキハ其ノ事件ノ裁判確定ニ至ル迄懲戒委員會ノ開會ヲ停止ス

第九條 各懲戒委員會ハ委員五人ヲ以テ組織ス委員中上席者ヲ以テ委員長トス

委員ハ陸軍法務官懲戒委員會ニ在リテハ三人ハ陸軍法務官二人ハ陸軍將

校ノ中ヨリ、海軍法務官懲戒委員會ニ
在リテハ三人ハ海軍法務官、二人ハ海
軍將校ノ中ヨリ各陸軍大臣又ハ海軍
大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命
ス

各委員會ニ豫備委員三人ヲ置ク陸軍
法務官懲戒委員會ニ在リテハ二人ハ

懲
五

陸軍法務官一人ハ陸軍將校ノ中ヨリ、
海軍法務官懲戒委員會ニ在リテハ二
人ハ海軍法務官一人ハ海軍將校ノ中
ヨリ前項ノ例ニ依リ之ヲ命ス

第十條 各委員會ニ書記二人ヲ置ク
書記ハ各陸軍判任文官又ハ海軍判任
文官ノ中ヨリ陸軍大臣又ハ海軍大臣

之ヲ命ス

第十一條 委員會ノ議事ハ多數ニ依リ
之ヲ決ス

第十二條 委員事故アルトキハ委員長
ハ豫備委員ノ中ヨリ代理ヲ命ス

第十三條 陸軍大臣及海軍大臣ハ各陸
軍法務官又ハ海軍法務官カ懲戒ニ當

懲
六

ルヘキ所爲アリト思料スルトキハ證
憑ヲ具ヘ書面ヲ以テ委員會ノ審査ヲ
要求スヘシ

第十四條 前條ノ要求アリタルトキハ
委員長ハ期日ヲ定メテ委員會ヲ召集
スヘシ

委員會ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ

本人ノ出頭ヲ命スルコトヲ得

第十五條 委員會ニ於テ議決ヲ爲シタ

ルトキハ其ノ理由ヲ具シ各陸軍大臣

又ハ海軍大臣ニ之ヲ報告スヘシ

第十六條 委員ハ自己又ハ其ノ親族ニ

關スル事件ノ會議ニ參與スルコトヲ

得ス

七
七

第十七條 委員會ノ審査手續ハ委員會

之ヲ定ム

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施

行ス

勅令第 號

南洋廳官制

第一條 南洋群島ニ南洋廳ヲ置ク

第二條 南洋廳ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

勅任

部長

三人

奏任

事務官

專任八人

奏任

警言視	專任一人	奏任
技師	專任四人	奏任
屬	專任五十六人	判任
警部	專任八人	判任
技手	專任十六人	判任
警部補	專任十人	判任

第三條 長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監

督ヲ承ケ部内ノ政務ヲ管理ス但シ郵

便及電信ニ關スル事務ニ付テハ通信

大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務

ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關

スル事務ニ付テハ農商務大臣ノ監督ヲ

承ク

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留ニ百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ安寧秩序ヲ保持スル爲臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テハ前條ノ制限ヲ超ユル罰則ヲ附シタル命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ發シタル命令ハ公布後直ニ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ長官ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第六條 長官ハ其ノ管轄區域ノ安寧

秩序ヲ保持スル爲必要アリト認ムル
トキハ鎮守府司令長官又ハ附近ノ
海軍主席指揮官ニ兵力ノ使用ヲ請
求スルコトヲ得

第七條 長官ハ所部ノ職員ヲ指揮監
督シ高等官ノ功過ハ内閣總理大臣
ニ具状シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行

フ

第八條 長官ハ所轄官廳ノ命令又ハ
處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又
ハ権限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ
其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止
スルコトヲ得

第九條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務

一部ヲ所轄管廳ニ委任スルコトヲ
得

第十條 南洋廳ニ長官官房及左ノ三

部ヲ置ク

内務部

財務部

拓殖部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ内
閣總理大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ
定ム

第十一條 南洋廳管内須要ノ地ニ南
洋廳支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及
管轄區域ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ
經テ長官之ヲ定ム

第十二條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌
セシムル爲支廳出張所ヲ置クコト
ヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長
官之ヲ定ム

第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ部務
ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第十四條 事務官ハ支廳長タル者ヲ除

クノ外上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分
掌ス

第十五條 支廳長ハ事務官ヲ以テ之
ニ充ツ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律
命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌
理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第十六條 支廳長ハ部内ノ行政事務

ニ付其ノ職権又ハ特別ノ委任ニ依リ支
廳令ヲ發スルコトヲ得

第十七條 支廳出張所長ハ屬又ハ警官
部ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ
承ケ所務ヲ掌理ス

第十八條 警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警官
察、衛生及監獄ノ事務ヲ掌リ其ノ

執行ニ関シ警部、警部補及巡查ヲ
指揮監督ス

第十九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術
ヲ掌ル

第二十條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務
ニ従事ス

第二十一條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警

警察、衛生及監獄ノ事務ニ從事シ部下

ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十二條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技

術ニ従事ス

第二十三條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承

ケ警察、衛生及監獄ノ事務ニ従事

シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十四條 氣象ニ関スル事務ヲ掌ラ

シタル爲南洋廳ニ觀測所ヲ置其

ノ名稱及位置ハ長官之ヲ定ム

觀測所長ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ長官

ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第二十五條 南洋廳ニ巡查ヲ置ク判任官

ノ待遇トス

巡査ノ定員ハ長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年勅令第二百六十七號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ臨時南洋群島防備

隊ニ在勤スル者別ニ辞令書ヲ交付セ

ラレサルトキハ海軍書記生ハ南洋廳

屬ニ海軍警部ハ南洋廳警部ニ海軍

技官補ハ南洋廳技手ニ海軍警部補ハ

南洋廳警部補ニ海軍巡査ハ南洋廳

巡査ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノ

トス

勅令第 號

南洋廳ノ判事及檢事ハ裁判所構成法
ニ依リ判事又ハ檢事タル資格ヲ有スル者
ノ中ヨリ之ヲ任用ス

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行
ス

勅令第 號

文官任用令中左ノ通改正ス

第五條第一項第四號中「理事若ハ主理、朝
鮮總督府」ヲ「陸軍法務官若ハ海軍法
務官、朝鮮總督府若ハ南洋廳」ニ改ム

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

理事又ハ主理ノ職ニ在リタル者ハ之ヲ陸
軍法務官又ハ海軍法務官ノ職ニ在リタ
ル者ト看做ス

勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

陸軍監獄長

「關稅官」ノ次ニ 海軍事務官 ヲ「樺太廳

海軍監獄長

「南洋廳事務官

支廳長」ノ次ニ 南洋廳警視 ヲ加フ

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ俟任官待遇ノ海軍事
務官ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限リ南
洋廳事務官ニ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

勅令第 號

判任文官特別任用令中左ノ通改正ス

第四條及第六條中「樺太廳長官」ヲ「樺太

廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長

官」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大令號

大官戒令中左ノ通改

二條中

關東都督府

日

漢書

一棒太

一府

朝鮮府道ニ改

一縣

臺灣府州

第二十三條中「臺灣總督府關東都督府」ニ
在リテハ民政長官、鐵道院ニ在リテハ副
總裁ヲ「臺灣總督府」ニ在リテハ總務長官、
關東廳ニ在リテハ事務總長」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス